

平成23年10月1日から

新発田 地域、燕・弥彦 地域が 同意雇用開発地域となりました

同意雇用開発地域では、その地域に居住する求職者等（以下「地域求職者」という。）を雇い入れること等に伴い、地域雇用開発助成金制度のうち、「地域求職者雇用奨励金」が利用できることとなりました

- ※ 事前に計画届の提出が必要となります
- ※ 新発田地域での雇用開発を検討されている方は管轄のハローワーク新発田へ
燕・弥彦地域での雇用開発を検討されている方は管轄のハローワーク巻へ
お問い合わせください。

同意雇用開発促進地域における助成金について

地域雇用開発助成金

【地域求職者雇用奨励金】（取扱機関 ハローワーク）

雇用開発促進地域、その他の雇用開発が必要な地域において事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数と設置・整備に要した費用に応じて一定額を支給

・ 40万円～900万円（1年ごとに下表の額を3回支給）

設置・整備に 要した費用	対象労働者の数			
	3（2）人～4人	5人～9人	10人～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40	65	90	120
1,000万円以上 5,000万円未満	180	300	420	540
5,000万円以上	300	500	700	900

（ ）内は創業の場合に限る

単位 万円

※事前に計画書の提出が必要です。

※お問い合わせ先：事業所を設置・整備する地域を管轄するハローワーク

(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主への特別助成)

事業所の設置(設置に要する費用 50 億円以上)に伴い雇い入れた地域求職者の人数に応じて一定額を支給

・ 地域求職者 200 人以上の場合は 2 億円、100 人以上の場合は 1 億円(いずれも 1 年ごとに 3 回)

※大規模雇用計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。